

行政事業レビュー ロジックモデル

資料 5-3

表示対策課(表示適正化のための普及・啓発等)

現状把握 ・課題設定	インプット	アクティビティ	アウトプット	アウトカム	インパクト
<ul style="list-style-type: none">○景品表示法は、消費者による自主的・合理的な商品選択等を阻害する不当表示(虚偽・誇大広告)を禁止○家庭用品品質表示法は消費者が日常使用する家庭用品について、品質に関し表示すべき事項やその表示方法等を規定○表示適正化のための普及・啓発及び法令順守の取組支援等を通じて、一般消費者の利益を確保する必要	令和3年度予算 :82.3百万円	<ul style="list-style-type: none">①景品表示法等の説明会等へ講師を派遣し、景品表示法等に係るガイドラインや違反事例の周知等による普及・啓発活動を実施②事業者等から寄せられる景品表示法等に関する相談への対応③公正競争規約が積極的に活用され、適切な運用が行われるよう関連団体等を支援④家庭用品品質表示法について、品質表示を行う対象品目等を見直し、必要に応じて規定等の改正を実施	<ul style="list-style-type: none">①講師派遣件数 (年間平均120件程度)②相談対応件数 (年間平均21,000件程度)	<p>景品表示法等について、普及・啓発及び法令順守の取組支援等を行うことによって、違反行為の未然防止を図る。</p>	一般消費者による自主的かつ合理的な選択の確保